

# タブレット端末持ち帰りガイドライン

## ～福岡市立小中学校の児童生徒と保護者のみなさんへ～

### 1 はじめに

G I G Aスクール構想の実現に向け、令和2年度に福岡市立小中学校に在籍する全ての児童生徒に1人1台のタブレット端末を配備完了しています。令和3年度以降、タブレット端末を活用し、様々な取組を推進していく上で、タブレット端末を学校だけでなく家庭へ持ち帰ることで、児童生徒が切れ目なく学習に取り組む環境を整備していきます。

### 2 タブレット端末の使用目的

- ・Google クラスルームを使用した宿題や、ドリルパークや動画を活用した自学など、学習に関わること
- ・Google フォームを使用したアンケートなど学校と家庭の連絡

### 3 タブレット端末の貸出し対象者

市立小中学校に在籍する全児童生徒

### 4 タブレット端末の貸出しについて

タブレット端末は以下の手順に沿って貸し出します。

- ① 児童生徒にタブレット端末を配布  
※その際、児童生徒を通じ保護者に「端末持ち帰りに係るリーフレット」及び「端末の持ち帰りにかかる確認事項」を配布します。
- ② 児童生徒がタブレット端末を持ち帰った後、保護者は「端末の持ち帰りにかかる確認書」に署名し、学校へ提出してください。
- ③ 提出された「端末等持ち帰りにかかる確認書」は学校にて保管します。

### 5 タブレット端末の持ち運びについて

以下のいずれかの措置を取り、外部からの衝撃による破損を防ぐこと

- ・クッション性のある手提げを使用する
- ・ランドセル、通学バッグに入れ、教科書ノートなどの間に挟む

### 6 児童生徒の健康面に関する留意点

家庭にてタブレット端末を使用する際は以下の点について留意すること。

- ・明るい場所で使用すること
- ・部屋の明るさに合わせて、端末の画面の明るさを調整すること
- ・姿勢をよくして、画面から目を30cm以上離して使用すること
- ・30分に一度は、20秒以上遠く見ることで目を休ませること
- ・使用する時間については保護者の管理のもと、1時間に1、2回程度適度に休憩をとりながら使用すること
- ・就寝1時間前からは使用しないこと

## 7 タブレット端末の返却について

以下の場合、返却するものとする。

- ・児童生徒が転出や卒業などにより通学する学校での在籍期間が終了する場合
- ・福岡市立学校間での転校においてもタブレット端末を返却すること

## 8 端末の故障や破損について

- ・学校の教育活動において万が一破損が生じた場合には、原則、市費で修理する。
- ・故意による破損や故障などの場合は、学校において状況を聞き取ったうえで、市費で対応すべきでないと判断された場合は保護者の負担で修理をする。

## 9 Q & A

### 【端末を使用した学習について】

- 家庭のネット環境の不調により宿題ができなかった場合はどうするのか。  
→ネットの不調により宿題ができなかった児童生徒に対しては、学校にて休み時間等を利用してタブレット端末を使用できるようにします。なお、長期にわたり家庭のインターネット回線が使用できない場合は、家庭用モバイルルータを貸出します。

- 端末を家庭学習以外に使用してよいか。（私的インターネット利用や動画の視聴等）  
→児童生徒の学習使用及び学校と家庭との通信に限ります。

- 有害サイトへアクセスできるのか。  
→児童生徒に有害な情報を含むサイトについては、教育委員会の設定によりフィルタがかけられておりアクセスできません。

### 【健康面について】

- タブレット端末の電磁波による健康への影響は問題ないのか。  
→国が「電波防護指針」で定める基準値に従った電波の使用においては、影響がないものと認識しています。ただし、タブレット端末を使用することにより体調が優れないと感じる場合には直ちに使用をやめ、別の方法による学習活動を行うなどの対応をしてください。

- ブルーライト対策はどのようにすればよいか。  
→ディスプレイの設定より「夜間モード」をオフにした上で、色・明るさを調整してください。

その他、ご不明な点やお困りな点がございましたら学校（092-882-6361）までお問合せください。